

岩手DPA Tの出動に関する協定（案）

岩手県知事（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、岩手DPA T運営要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項に基づき、次のとおり出動に関する協定を締結する。

（出動要請等）

- 第1条 甲は、要綱第5条の出動基準に基づき、乙に対して岩手DPA Tの出動を要請するものとする。
- 乙は、甲からの要請を踏まえ、岩手DPA Tの出動が可能と判断した場合には、速やかに甲に連絡するとともに、甲の指示に従い岩手DPA Tを出動させるものとする。
 - 甲は、岩手DPA Tの出動要請を行う際には、関係機関と調整のうえ、岩手DPA Tの想定される業務及び現場の状況等の情報を乙に伝えるものとする。
 - 乙は、岩手DPA Tの現場での活動が終了した場合は、速やかに活動状況を甲に報告するものとする。

（指揮命令系統等）

- 第2条 岩手DPA Tに対する指揮命令及び活動の調整は、甲が指定する者が行うものとする。
- 岩手DPA Tが、甲以外の被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県のDPA T受入れに係る体制の中で活動するものとする。
 - 前2項の定めに関わらず、岩手DPA Tの活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動内容）

- 第3条 岩手DPA Tは、次の活動を行うものとする。
- （1）情報収集とアセスメント
 - （2）精神科医療システムに対する支援
 - （3）一般住民及び支援者に対する支援
 - （4）精神保健に係る普及啓発
 - （5）活動実績の登録
 - （6）活動情報の引継ぎ
 - （7）その他必要な業務
- 2 岩手DPA Tは、被災地域の交通事情やライフラインの被害等、あらゆる状況を想定し、移動、医薬品等の医療資器材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

（費用弁償等）

- 第4条 岩手DPA Tの運営等に要する費用は、原則として、乙の負担とする。
- ただし、要綱に基づく甲の要請に応じて、乙が実施した活動に要する次の費用は、甲が負担するものとする。
- （1）岩手DPA Tの派遣に要する経費
 - （2）岩手DPA Tが携行した医薬品等を使用した場合の実費
 - （3）岩手DPA T班員が活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶

助金

- (4) 前各号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めたと認められた経費
- 2 岩手D P A Tの待機に要する費用及び出動に対する手当は、甲からの要請の有無に関わらず、乙の負担とするものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」(平成19年11月8日締結)又は「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」(平成19年7月12日締結)に基づいて、甲の要請に応じて、乙が実施した活動に要する費用については、当該相互応援協定の定めによるものとする。
 - 4 甲の要請に基づき、乙が出動させた岩手D P A Tが、災害救助法第7条(従事命令)の定めによる救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第18条(費用の支弁区分)及び同法施行令第5条(実費弁償)の定めるものとする。

(補償)

第5条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた岩手D P A Tの活動における事故等に対応するため、傷害保険等に参加するものとする。

(体制の整備)

第6条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

(細目)

第7条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、契約締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙